

# 「(仮称) 子ども未来条例」の制定について

## 1 概要

一人ひとりの子どもが自分らしく幸せに成長でき、暮らせるよう、社会全体で支える社会を目指し、子どもや若者に関する取り組みを進めていくための基本となる事項を定めた「子ども基本法」が、令和5年4月に施行された。

本市においても、基本理念としての「子ども未来条例」を制定し、市全体で子どもの成長を応援し、子どもの未来が輝くまちの実現を目指す。

※「子ども基本法」では、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートが途切れないよう、子どもとは、「心身の発達の過程にある者」とされている（「子ども基本法」第2条第1項）

## 2 制定時期

令和7年3月（議決日） 制定 （令和7年4月1日 施行）

## 3 制定に向けた子ども・若者等への意見聴取

条例制定に当たっては、すべての子どもについて、意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会の確保、意見の尊重といった「子ども基本法」に定められている基本理念を踏まえ、子ども・若者等から広く意見を聴取する。また、関係団体等からも広く意見を聴くものとする。

## 4 スケジュール

月	取組等										意見聴取	
4月	未就学児 →保護者	小中学生 高校生	若者 大学生	若者 市職員	大人 保護者	児童養護 施設	特別支援学校 障がい児者、保護者	障がい福祉 サービス事業所	外国人	団体 ※1		
5月												
6月		WS	WS	WS			アンケート	アンケート				
7月		WS							WS	WS		
8月		アンケート				WS				アンケート		
9月	素案作成											
10月	専門分科会											
11月	パブリックコメント											
12月	パブリックコメント結果発表、素案修正											
1月												
2月	議案提出											
3月	議決、条例制定											

※1 子ども食堂など

## 5 ワークショップ、アンケートの概要

### ■ワークショップ

「子ども基本法」の理念（子どもの権利、子どもの意見聴取）、条例制定の趣旨などについて、市職員がプレゼンテーションしたのち、グループ毎にテーマを選択し、意見出し・発表



これまでに出された意見の例

「大きい声で怒らないでほしい」、「大人もルールを作って守ってほしい」、「雨でも遊べる遊び場を増やしてほしい」、「兄弟姉妹と比べないでほしい」、「若者が遊びにいけるような場所（テーマパーク、ショッピングセンターなど）がほしい」、「給食をみんなで机をくっつけて食べたい」など

### ■実施結果報告

集まった意見は、条例への反映を検討し、その結果は報告書として公開する。

### ■アンケート

自由記述式により、意見を募集



## 6 条例の主な構成（案）

### ■条例の内容

基本理念や子どもの権利などを定めるもの  
（他自治体においては、基本理念を定めたもののほかに、子どもの権利を軸に定めたもの、子ども支援・子育て支援を軸に定めたものなどがある）

### ■条例の構成

- ・前文
- ・目的・・・子どもの権利についての普及啓発、健全な育成、子どもの最善の利益の追求、すべての子どもの幸福の実現など
- ・定義
- ・基本理念・・・社会の一人一人が、子どもの権利を尊重する  
すべての子どもが夢や希望をもつことができる  
子どもに関することは、子どもの最善の利益を追求して行う  
境遇などによらず、すべての子どもが、将来にわたって幸せに暮らせる など
- ・子どもの権利・・・個性や他人との違いの尊重、自分に関することを主体的に決められること  
いじめ、虐待、体罰などから守られること など
- ・責務、役割・・・自治体、家庭・保護者、地域住民・団体、学校、事業者